平成２５年（フ）第２４１号
三重県鈴鹿市庄野共進３丁目１番15号共進ハイツ201号室、破産手続開始時の住所三重県鈴鹿市加佐登１丁目９番１号
破産者　中山　　登
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１７２号
神奈川県座間市南栗原４丁目30番27号
破産者　野田　　勇
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８７４号
名古屋市天白区御前場町31番地の１　御前場住宅106号、開始決定時の住所名古屋市緑区鳴丘１丁目361番地
破産者　**角**　　兼行
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１７号
名古屋市港区宝神３丁目1614番地
破産者　中山　義憲
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６９２号
大阪市都島区毛馬町４丁目４番８号　毛馬住宅８号館302号
破産者　エアードライブこと　清水　紀子
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７３９号
大阪府東大阪市中石切町４丁目13番８号
破産者　竹**廣**　孝男
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４２１号
大阪府高槻市寿町３丁目５番24号
破産者　冨田　憲一
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１４号
北九州市八幡東区勝山２丁目８番１号
破産者　首藤　和正
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５０６号
北九州市若松区東二島１丁目５番７号、開始決定時の住所北九州市若松区東二島１丁目７番50号
破産者　長住　利道
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４７４号
大分県佐伯市中の島１丁目11―36山本ビル１―７、開始決定時の住所大分県別府市上人仲町２番８号
破産者　大野　　修
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８７号
愛知県稲沢市平和町領内88番地
破産者　幸花園こと　服部　武徳
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１７６号
宮崎市城ケ崎２丁目１番地８　ドミール90Ｂ201号、開始決定時の住所宮崎市大字有田376番地４
破産者　河野　元幸
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７８４号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目３番10―308号
破産者　三浦　　信
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄１丁目53番地、破産手続開始時の住所福岡市博多区井相田３丁目３番21―２号
破産者　たこやき太郎こと　寺迫　範章
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５９号
青森県つがる市牛潟町塚野沢104番地１
破産者　小山内　滋
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
茨城県土浦市神立町710番地12　マロンハイツＡ105
破産者　山田　義博
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３８号
山梨県笛吹市八代町米倉868番地１
破産者　齊藤　益雄
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係